

ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

みなさんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



《 アパートでの生活をめざす皆さんへ 》

たとえば

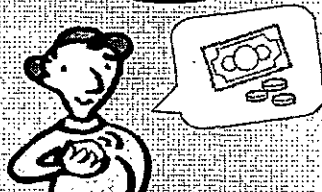
こんな相談ができます

けん こう
健康



通院・服薬の管理
バランスのとれた食事
衛生状態の改善
1日の生活リズム

お かね
お金



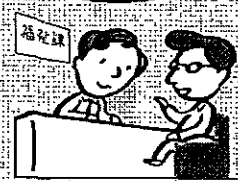
サブ金での借金
貯金の仕方
生活費のやりくり
ギャンブルでの浪費

せい かつ
生活



片づけ、掃除の仕方
ゴミの出し方
調理、食事の工夫
家具、生活用品の購入

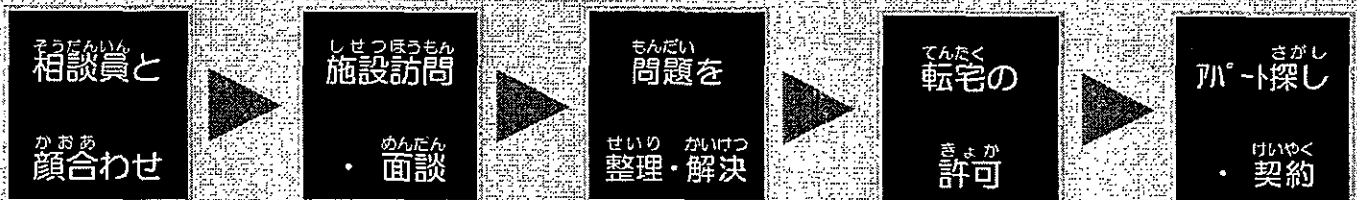
て づ つ
手続き



利用できる制度の紹介
区役所などへの同行
読めない漢字の手伝い
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の犬とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など
暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ



- まず、担当のケースワーカーが訪問相談員を紹介します。
- 施設に面談できる場所がないときは、訪問した後日、福祉事務所でお話をうかがいます。
- アパートで生活するにあたり何か問題がある場合には、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- アパートへ引っ越した後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートで暮らしている皆さんへ》

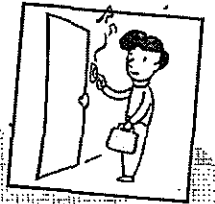
ちいき あんてい せいかつ
地域で安定した生活が続けられるよう

ほうもんそうだんいん がご じたく
訪問相談員がご自宅へうかがいます。

みな さんのご 希望を聞きながら 相談し、

しょうほう ていきょう てつづ どうこう
情報の提供や手続きの同行など

ひつよう しえん おこな
必要な支援を行います。



たとえば

こんな相談ができます

けん こう
健康



つういん げんやくの管理
通院、服薬の管理
バランスのとれた食事
衛生状態の改善
1日の生活リズム

かね
お金



サラ金での借金
貯金の仕方
生活費のやりくり
ギャンブルでの浪費

せい かつ
生活



片づけ、掃除の仕方
ゴミの出し方
調理、食事の工夫
家具、生活用品の購入

てつづ
手続き



利用できる制度の紹介
区役所などへの同行
読めない漢字の手伝い
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

- あなたとケースワーカー、訪問相談員の三者で話し合い、訪問・支援の内容、頻度、目標を決めます。
- ご自身が抱えている問題について、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- 自分の力で問題を解決できるようになった、もしくはあなたの力を補ってくれるサービスを利用できるようになった時点で、この訪問サポートは終了します。
- 訪問サポートの利用を終了するかどうかは、担当のケースワーカーが判断します。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《 アパートでの生活を始められた皆さんへ 》

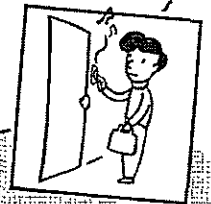
アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



たとえば

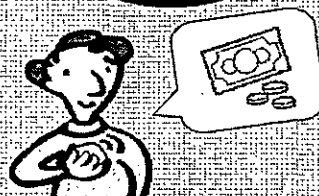
こんな相談ができます

けん こう
健康



通院、服薬の管理
バランスのとれた食事
衛生状態の改善
1日の生活リズム

かね
お金



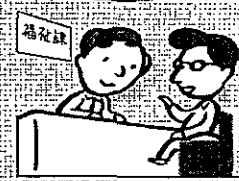
サラ金での借金
貯金の仕方
生活費のやりくり
ギャンブルでの浪費

せい かつ
生活



片づけ、掃除の仕方
ゴミの出し方
調理、食事の工夫
家具、生活用品の購入

て っ つ
手続き



利用できる制度の紹介
区役所などへの同行
読めない漢字の手伝い
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ

ひ こ
引っ越し

ほうもん
訪問サポートを

りよう
利用

ちく
地区のケースワーカーに

たんとうしゃへんこう
担当者変更

訪問相談員は、原則、毎月訪問し、あなたの生活状況を把握して相談に応じます。

3~4ヶ月後に、ケースワーカーがあなたの住む地区の担当に変わります。

訪問相談員が新しい担当ケースワーカーを紹介します。

その後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

拠点相談所(とまりぎ)

1 目的

体調不良・アルコールや薬物等の依存・借金・失業など様々な問題を抱えるホームレスに対し、定まった場所で継続的な相談と、自立支援や福祉施策に関する情報を、提供することで、ホームレス一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行い、早期に自立を促す。

2 スタッフと予算額

(1) 東京社会福祉士会

主任相談員 1名

相談員 3名

補助相談員 2名

専門相談員 6名

(アルコール・法律・借金・健康・心理・住宅)

(2) 平成22年度予算額

26,022千円(特定財源 12,822千円)

3 業務内容

(1) 相談所で行う相談業務等

① ホームレスとの「面接相談」

- ・継続的な関わりのもと、適切な施設や福祉施策の利用につなげるための相談・助言を行う。
- ・社会保障制度、自立支援システム等、各福祉施策の利用を促す。

② 区民からの「苦情対応」や「電話相談」

- ・苦情対応は、新宿区と相談のうえ適切な対応を行う。

③ 関係機関、関係施設等への「同行」

- ・希望者または必要と判断した者には、社会保険事務所、ハローワーク等での手続きの支援のために同行する。

④「積極的な声かけ」

- ・シャワー利用時や食料提供時等に声かけを行い、自立を支援することを伝える。

⑤「各種専門員による相談」

- ・法律相談等、専門の相談員を、曜日を決めて相談所に配置して、自立に向けた具体的な相談を行う。

⑥「シャワーの提供」

- ・衛生健康面で必要な者には、シャワーの利用を促し、必要な場合には、利用のための補助をする。
- ・必要がある者には、寄付品の衣類 や 購入した下着等を提供する。
- ・シャワー利用時間は、午前9時から午後4時まで。

⑦「乾パンの提供」

- ・必要とする者には、新宿区が購入等した乾パンを提供し、あわせて相談等を行っていることを積極的に伝え、相談につなげる。
- ・乾パン提供時間は、午前9時から午前12時まで。

⑧ その他、新宿区や関係機関等との連絡調整、資料等の作成、相談員の打合せ等

(2) 出張して行う業務

出張する場合は、原則として「相談員1名と補助相談員1名の2名」体制で行うこと。
また、その結果について、出張業務報告書(別紙2)により、新宿区に報告すること。

① 状況把握

・出張した場所のホームレス等の状況を把握する。

② 相談対応

・出張した場所に相談が必要な者がいた場合は、相談等話を聞き、相談所に来所するよう促す。

また、その後も継続した対応が必要な場合は、新宿区と協議のうえ対応する。

③ 緊急一時保護センターへの同行

・緊急に入所する必要があるホームレスがいた場合に同行する。

(3) 自立阻害要因の把握・分析と助言(事業実績報告)

相談所や出張時に対応した相談者と、継続的な関わりのもとに判明した個々の具体的な自立を阻害する要因について、その状況を把握して分析し、解決のために行う有効な対応につながる助言を行う。

(4) 委託業務の実施報告

日々拠点相談事業業務日誌(別紙1)により、原則として翌日に新宿区に提出し報告する事。

4 個人情報の保護

業務を履行するうえで知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、面接相談記録等の取り扱いについては、紛失等のないよう注意して保管すること。

(1) 福祉事務所業務日

① 業務開始前に、自立支援係で受け取り、開錠すること。

② 業務終了後に、施錠して、自立支援係に返却すること。

(2) 所定のキャビネットで保管し、自宅等への持ち帰りは禁止する。

(3) 複写が必要な場合は、自立支援係に確認のうえ行う。

5 実績

相談種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活保護	563	682	503
病気	1,974	3,118	3,065
緊急一時保護センター	740	940	1,136
年金	118	259	208
借金	135	148	125
法律	138	90	74
就労	1,926	2,051	2,631
住宅	252	201	120
その他(古着・シャワー・報告など)	5,312	8,111	7,929
相談者数*	7,906	9,782	9,360

*一人が複数の相談を受けているため、相談者数は縦列の合計数と一致しません。

拠点相談事業業務日誌

次のとおり、拠点相談事業の業務実施報告をいたします。〔社団法人 東京社会福祉士会〕No _____

業務実施日 平成 年 月 日() 記入者										
相談員					補助相談員					
責任者										
実 績										
(相談) 区 民	人	苦 情	その他	電 話 件						
(相談) ホームレス	人	生保	病気	緊急一時	年金	借金	法律	就労	住宅	その他
食料の提供	人	個								
シャワー利用	人									
衣類の提供	人									
関係機関への同行	人	名 称・同行理由								
出張										
「別紙2」のとおり										
報告事項										
裏面あり・別紙あり										

上記のとおり、拠点相談事業の業務実施報告を受けた。業務履行を確認する。

平成 年 月 日

課 長	担当係長	主 査		係 員

出張業務報告書

No. _____

出張日 平成 年 月 日() : ~ : 記入者	
出張相談員	
出張先で相談を行った場合	
1	氏名
2	
出張先	
新宿区	年齢
出張の理由	
1 新宿区からの指示 新宿区の指示により現地に出張した。	2 区民等からの情報提供(苦情対応) [内容] 上記、区民等から受けた情報を新宿区に報告後、新宿区の指示により現地に出張した。
内容	
現地の状況、現地で行った対応、その後の対応(必要な場合)	
裏面あり・別紙あり	

(目的)

就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者について早期に対応し、一定期間で計画的・集中的に支援して、時間と労力を効果的に活用することで、アパートへの就労自立を実現する。

路上生活から確実に自立させ、再び路上に戻らないための支援は、生活サポートによるアパート生活に準ずるような環境の中で生活訓練をし、その人の年齢や能力、職歴といった経験等を踏まえた現実的な就労支援を行い、生活を維持させる力を身に付けて地域のアパートに自立して入居させることが重要である。

福祉事務所は、拠点相談所「とまりぎ」を中心として、「巡回相談事業」、「NPO等ホームレスの自立を支援する団体」が連携して、その生活サポートを行う上での柔軟性と、就労支援のための専門知識と経験を活かしながら、就労自立を集中的に行う事業を業務委託して実施する。

(対象者)

新宿区内で路上生活をしているホームレスで次の者。

- (1) 就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者
- (2) 就労して収入を得ることになったが、アパート入居のための資金を蓄える必要がある者

※ 自立支援センター等の他施策を利用し、就労自立してアパートに入居したが、再び路上生活に戻ってしまった者でも、この事業は再度自立を支援する。

(事業の内容)

この自立支援ホームに住み、次の支援を行う。

- (1) 日常生活訓練
 - ・一般のアパート入居後に必要となる具体的な生活状況を模擬的にしながら、訓練して課題を解決していく支援を行う
 - ・金銭管理の訓練
- (2) 近隣住民との付き合いに関すること
- (3) 健康自己管理のための指導
 - ・食事や自己管理の方法を指導
- (4) 就職のための支援
 - ・できる仕事、やりたい仕事を現実的に理解させ、自己の状況に合わせた支援により就労を実現させる
 - ・求職及び就職に必要な知識と、必要に応じて技能を修得するための支援を行う
 - ・職場での対人関係に関する相談
- (5) アパート探しのための支援
 - ・アパート入居時に必要となる費用を蓄えさせる
 - ・具体的なアパート探しの支援
- (6) その他、地域生活での自立に必要なこと

(事業の期間)

ホーム入居期間 対象者に対する支援は、原則3ヵ月、最大でも6ヵ月間以内とする。
アフターフォロー期間 就労自立してアパート入居後は、原則1年間、様々な相談を受ける。

(事業の規模)

次のとおり

- (1) 対象者数 1.6人 ~ 最大20人 各室2人対応：2室による
(2) 相談員 2人
(3) 予算金額 9,986千円 人件費 4,911千円

(相談員 204,600交通費含×2人×12ヵ月=4,910,400-)

施設維持費 2,474千円

(部屋2室 69,800-×12ヵ月×2室=1,675,200-)

(敷金礼金 69,800-×4ヵ月×2室= 558,400-)

(光熱水費 10,000-×12ヵ月×2室= 240,000-)

生活援助費 900千円 … 食材費相当

(月 15,000-×4人×3ヵ月×4回(16人)=720,000-)

(月 15,000-×4人×3ヵ月×1回(4人)=180,000-)

衛生の確保等 360千円

(日常生活消耗品 30,000-×12ヵ月=360,000-)

事務費 10% 865千円

(8,644,000-×10%=864,400-)

消費税 5% 476千円

(9,508,400-×5%=475,420-)

- (4) 指導日 原則 月曜日～金曜日(平日)
(5) 指導時間 原則 9:00～18:00

※ ただし、土・日・祝日及び夜間について、対象者へ可能な限り便宜を図ること。

「宿泊所等入所者相談援助事業」(生活サポート)

ホームレス問題に対し専門性を持った NPO 団体と連携し、NPO が運営する宿泊所に入所している認知症の高齢者や精神疾患があり単身生活が困難な元ホームレスのために、生活支援員を配置し生活相談や健康管理の支援を行っています

1. 事業名 宿泊者等入所者相談援助事業 (通称 生活サポート)
NPO 団体スーパの会に事業委託
特定財源 セーフティネット支援対策事業費 (1/2)
歳出 12,272 千円 (国庫支出金 6,136 千円)
2. 実施場所 NPO 団体スーパの会「やまぶき舎」(新宿区赤城下町 5 3)
3. 業務内容 宿泊所に生活相談員 3 名を配置し、生活全般の支援を行っています
又、土・日・夜間に地域や関係機関からの通報のあったホームレスに対する緊急対応も行っています
4. 対象者
 - ・ 一般の宿泊所での生活困難な元ホームレスで見守りが必要な人
 - ・ 区民や警察等関係機関からの通報により緊急対応が必要な人
5. 実績 21 年度 実績
 - やまぶき舎 8 名 あかとき舎 6 名 おもかげ舎 3 名
 - 関連宿泊所 9 名 借り上げアパート 7 名 計 33 名
 - 土日夜間緊急対応 30 件
6. 成果
 - ・ 住民登録を行うことにより、他法・他施策の活用が可能
 - ・ 生活援助があることで地域生活の継続が可能
7. 課題
 - ・ 生活能力の低下により設備面から対応できない場合があります
 - ・ 困難性のあるホームレスや援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、支援施設の確保が必要です